

岩手地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

岩手労働局一般公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、岩手地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係使用者団体は、下記「岩手地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

平成28年6月1日

岩手労働局長 久古谷 敏行

記

岩手地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体であって、岩手労働局の管轄区域に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切期日

平成28年6月17日

(3) 推薦書の提出先

岩手労働局労働基準部賃金室

〒020-8522

盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階